改正後	改正前
［項を削る。］	オペレーショナル・リスク相当額調整額
［略］	［同左］

（記載上の注意）
［１．～３．　略］

第２　［略］

（記載上の注意）
［１．～３．　同左］

第２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の労働金庫法施行規則別紙様式第九号から別紙様式第十号の二までは、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

○農林水産省・財務省令第二号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
農林水産大臣　江藤　拓
財務大臣　加藤　勝信

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年農林水産省・財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第３号（第25条第１項関係）	**別紙様式第３号**（第25条第１項関係）
（日本産業規格Ａ４）	（日本産業規格Ａ４）
年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書	年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書
年　月　日　作成　　住　所	年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　農林中央金庫	年　月　日　備付　　農林中央金庫
代表理事　氏　名	代表理事　氏　名
（単位：百万円）	（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～15　略］

科目	金額
［同左］	
法人税、住民税及び事業税	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～15　同左］